**令和５年分　所得税の確定申告・住民税申告相談会**

**２月16日（金）～３月15日（金）**

**◆受付時間　午前の部：８時30分～11時　午後の部：13時～15時**

**◆場所　役場　第三庁舎　大会議室**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 日 | 曜日 | 対　象　区　域 |  | 月 | 日 | 曜日 | 対　象　区　域 |
| 2 | 16 | 金 | 上高根沢・栗ヶ島・西高谷 | 3 | 1 | 金 | 文挾・伏久 |
| 18 | 日 | 日曜申告相談※ | 4 | 月 | 大谷・石末 |
| 19 | 月 | 上高根沢・栗ヶ島・西高谷 | 5　 | 火 |
| 20 | 火 | 6 | 水 | 上阿久津・宝積寺 |
| 21 | 水 | 花岡・太田 | 7 | 木 |
| 22 | 木 | 8 | 金 |
| 26 | 月 | 平田・桑窪・上柏崎・亀梨 | 11 | 月 |
| 27 | 火 | 12 | 火 | 中阿久津・光陽台・宝石台 |
| 28 | 水 | 13 | 水 |
| 29 | 木 | 寺渡戸・中柏崎・下柏崎柿木沢・狭間田・飯室 | 14 | 木 |
| 15 | 金 |

**※日曜申告相談は今回をもちまして終了となります。**

**◆次の人は氏家税務署で申告してください**

①譲渡所得（土地・建物・株式等の売却）がある人②住宅借入金等特別控除を受ける人③準確定申告や過去年分の確定申告をする人④消費税の申告をする人⑤国外居住扶養控除を追加する人

**税務署での確定申告について（所得税・個人消費税・贈与税）**

氏家税務署では、次のとおり確定申告会場を開設しています。

**◇期間**２月16日（金）～３月15日（金）※土日祝日を除きます。

**◇時間**相談受付８時30分から16時　相談開始９時から※混雑緩和のため入場整理券を配付します。

入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

**◇場所**氏家税務署２階会議室**◇問い合わせ先　氏家税務署　℡682‐3311（自動音声案内「２」選択）**

**◆申告が必要な人**

**（令和6年1月1日現在、高根沢町在住で令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入が下表にあてはまる人）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **所得の種類** | **主な内容** | **必要な書類** |
| **事業所得** | 営業等（製造業・小売業・建設業・サービス業）・外交員・集金人・検針員・農業　など | **○収支内訳書(※必ず記入してきてください。)** |
| **給与所得** | ①給与収入が**2,000万円を超える**人②**２ヵ所以上**から給与を受けている人③**給与を１ヵ所**から受けていて、**給与・退職所得以外の所得が20万円を超える**人（**20万円を超えない人でも住民税の申告は必要です。**）④給与から所得税が源泉徴収されていない人や年末調整されていない人⑤医療費控除などの所得控除を受ける人**※裏面「申告相談についての注意事項」参照** | ○源泉徴収票○給与支払明細書（※源泉徴収されていない方）など |
| **不動産所得** | ①不動産の貸付をしている人（アパート経営をしている人など）②小作契約に基づく収入がある人（小作料のある人）③電柱の敷地料や線下補償料などがある人 | **○収支内訳書(※必ず記入してきてください。)**○不動産の使用料等支払調書など |
| **雑所得****（公的年金など）** | ①公的年金の収入が**400万円を超える**人②公的年金以外の所得が**20万円を超える**人（**20万円を超えない人でも住民税の申告は必要です。**）③**公的年金のみ受給**していて、**所得控除**（配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除などの各種控除）**を受ける**人④生命保険契約などに基づく年金（個人年金）を受給している人 | ○公的年金等の源泉徴収票○個人年金の支払証明書 |
| **一時所得** | 生命保険の満期一時金などを受けた人 | ○満期一時金の支払い証明書 |

※上記以外の場合でも申告が必要な場合があります。ご不明な点は、**税務課（675-8103）**または**氏家税務署（682-3311自動音声案内で「２」を選択）**にお問い合わせください。

**◆所得控除等に必要な主な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| **所得（税額）控除** | **控除に必要な書類** |
| **社会保険料控除** | 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の領収書または控除証明書 |
| **生命・地震保険料控除** | 生命保険料、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）の控除証明書 |
| **障害者控除** | 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など |
| **医療費控除** | 医療費控除の明細書、またはセルフメディケーション税制の明細書※明細書は必ず事前に記入してきてください。明細書は税務課窓口にあります。 |

**◆申告に必要な物**

**マイナンバー確認書類**

○マイナンバーカード又は通知カード＋本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）

○扶養親族のマイナンバーが確認できる書類

**その他必要なもの**

○申告者名義の預貯金口座がわかるもの

○新規振替納税を希望する人は銀行届出印

○利用者識別番号が分かる書類※取得している人

**申告相談についての注意事項**

**◆自宅からのe-Tax・スマホ申告について**

確定申告には、ご自宅のパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとＩＣカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応スマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、確定申告書等作成コーナーから申告書を作成し郵送（紙）で申告することもできます。

**国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーへアクセス！**検索方法　確定申告　検索

**確定申告書の作成方法は動画でチェック！**

検索方法　動画で見る確定申告　検索

**■次の場合は氏家税務署で申告してください。**

（１）**譲渡所得（土地・建物・株式等を売った人）**

（２）**住宅借入金等特別控除等**（認定住宅等の新築等、増改築、耐震改修工事、省エネ改修、バリアフリー改修、取得や借入価格の持分が２人以上の場合など）

（３）**準確定申告や過去年分の確定申告**

（４）**消費税の申告**

（５）外国人が国外居住扶養親族を追加する申告

**■収支内訳書は必ず作成してきてください。**

事業所得（農業所得を含む）や不動産所得のある

人は、申告の際に作成した収支内訳書を持参してく

ださい。収支内訳書を作成せずに来場された場合はご自分で計算の上作成いただいてから申告を受け付けることになります。

■**医療費控除の明細書の添付が義務化されました。**

医療費控除を受ける人は必ず事前に医療費控除の明細書を記入してきてください。

**■ふるさと納税ワンストップ特例申請している人**

確定申告される方は、ワンストップ特例申請をしていても、ふるさと納税に係る寄附金の申告が必要です。